

事業費補助金調査票(表)

補助金名	集会施設電気・電話料金等補助金
------	-----------------

担当課	空港部 空港対策課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	02	07	02	45 - 05
事業名	集会施設電気・電話料金等補助事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R5実施計画額	2,880	千円
R4 予算額	2,880	千円
R3 決算額	2,791	千円
R2 決算額	2,800	千円
R1 決算額	2,711	千円
H30 決算額	2,756	千円
H29 決算額	2,852	千円

事業の趣旨・目的	航空機騒音地域における騒音地域集会所の維持管理費及び共同利用施設、防音集会所の電話料金を補助し、地域住民の生活環境の安定と区・自治会等の運営に寄与する。			補助対象者	【補助対象者】								
	開始年度	昭和	57 年度		・騒音地域集会所の維持管理を行っている区・自治会等 ・共同利用施設及び防音集会所に設置した電話機の基本料金を支払っている区・自治会等								
根拠法令等	(市) 成田市集会施設等補助金交付規則			補助率	【補助対象経費】								
留意事項					・騒音地域集会所、共同利用施設、防音集会所に設置した電話基本料金に係る経費 ・騒音地域集会所の浄化槽維持管理、消防設備点検料、井戸水検査料、火災保険料及び用地借地料に係る経費								
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	【補助率】								
		金額	件数		割合	・電話基本料金の全額 ・電話基本料金以外は負担額の4/5以内							
	全体事業費	3,037				【国県等の補助率】							
	うち市補助金	2,791	69		91.9%	市単独補助事業のため、国県等の補助なし							
	うち国補助				0.0%	【近隣自治体の補助率】							
うち県補助			0.0%	・芝山町、多古町では地域のコミュニティ活動全般への補助があり、その中で集会所の維持管理費に充てられている。世帯人数ごとに補助金額が決まる。									
自己負担	246		8.1%	成果指標: 補助申請施設数									
				(単位:館)									
				<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>71</td> </tr> </table>		年度	数値	令和3年度	69	令和2年度	70	令和元年度	71
年度	数値												
令和3年度	69												
令和2年度	70												
令和元年度	71												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ア. 地域での住民自治や社会福祉に著しい貢献が期待できる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標である、「空港と共生し安心して暮らせるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	実際に区・自治会が負担した金額に対する補助であるため、地域コミュニティ維持に必要な経費を負担している。領収書等の写しを求めている。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	いいえ	本事業は、施設の管理費用の負担を軽減することで、地域住民のコミュニティ活動の推進に寄与している。成田空港の更なる機能強化による騒音地域への影響も考慮し、今後も本事業を維持していく必要がある。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	補助申請施設数 R1:71館、R2:70館、R3:69館
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	施設運営に係る経費を対象としており、区・自治会の負担実績に基づいた補助であるため、補助により集会施設、地域コミュニティの維持に貢献している。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	<p>本事業は、騒音地域において住民が学習や集会に利用する施設の整備及び管理費用の負担を軽減するもので、コミュニティ活動を推進することで地域住民の生活環境の保全が図られ、「空港とともに発展するまちづくり」を推進する本市において、市の基本目標である「空港と共生し安心して暮らせるまちづくり」の達成のために重要な事業である。</p> <p>補助率は1/2を超えているが、空港の更なる機能強化により今後も航空需要の拡大や発着回数の増加が見込まれていることから、より一層、騒音地域住民の生活環境の保全が求められるため、同水準で維持継続する。</p>		